

## 共済会規約第24条の貸付金の貸付期間及び返済方法について

昭30.5.6 共済会報

令4.8.8 共済報改正

みだしについて、次のとおり取扱う。

### 1 貸付期間

(1) 一般貸付金（共済会規約第21条第1項による貸付金）

12ヵ月 24ヵ月 36ヵ月 48ヵ月

(2) 教育貸付金（共済会規約第21条第2項による貸付金）

48ヵ月

### 2 返済方法

貸付を受けた翌月から毎月給料受領の際、次の割合により継続して返済しなければならない。ただし、教育貸付金においては貸付を受けた翌月から会員の扶養する子が大学または短期大学等に入学する学年の始期（4月）の前月までは貸付金の返済を据え置き、利子額のみ毎月給料受領の際に支払うものとする。

#### (1) 一般貸付金返済月額表

貸付金	貸付期間	毎月返済額	最終月返済額
10万円	12ヵ月	8,500円	7,955円
20万円	24ヵ月	8,600円	7,842円
30万円	36ヵ月	8,700円	8,113円
40万円	48ヵ月	8,900円	3,853円
50万円	48ヵ月	11,100円	6,066円
60万円	48ヵ月	13,300円	8,272円
70万円	48ヵ月	15,500円	10,486円
80万円	48ヵ月	17,700円	12,695円
90万円	48ヵ月	19,900円	14,904円
100万円	48ヵ月	22,100円	17,109円

(注) 上表による利子額の総計は、年利2.7%相当額とする。

(2) 教育貸付金返済月額表 (年俸者を除く)

貸付金	貸付期間	毎月返済額	最終月返済額	賞与返済回数
50万円	48ヵ月	8,100円	6,120円	8回
100万円	48ヵ月	16,200円	12,261円	8回
150万円	48ヵ月	24,300円	18,405円	8回
200万円	48ヵ月	32,300円	31,058円	8回
250万円	48ヵ月	40,400円	37,196円	8回
300万円	48ヵ月	48,500円	43,340円	8回

(注) 賞与返済額は、毎月返済額の2倍相当額とする。

上表による利子額の総計は、年利1.6%相当額とする。

(3) 教育貸付金返済月額表 (年俸者)

貸付金	貸付期間	毎月返済額	最終月返済額	賞与返済回数
50万円	48ヵ月	10,800円	8,821円	0回
100万円	48ヵ月	21,600円	17,659円	0回
150万円	48ヵ月	32,300円	31,360円	0回
200万円	48ヵ月	43,100円	40,201円	0回
250万円	48ヵ月	53,900円	49,044円	0回
300万円	48ヵ月	64,600円	62,742円	0回

(注) 上表による利子額の総計は、年利1.6%相当額とする。

(4) 教育貸付金 貸付金返済据え置き期間中の利子支払月額表

貸付金	毎月利子支払額
50万円	666円
100万円	1,333円
150万円	2,000円
200万円	2,666円
250万円	3,333円
300万円	4,000円

(注) 上表による利子額は、年利1.6%相当額とする。

付 則

この取扱いは、昭和30年5月6日から実施する。

この取扱いの改正は、令和4年12月9日から実施する。